

議事要旨(6)工事契約専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、工事契約専門委員会では、工事契約の基本的な論点について検討を終え、文案の検討に入っている旨の説明がなされた。その後、豊田主任研究員から、以下の論点について、工事契約に関する会計基準（案）や「審議事項(6)-1 本会計基準の適用範囲について」、「審議事項(6)-2 『工事契約』に関する検討項目」により、専門委員会での検討状況の説明がなされた。

その後、次のような質疑応答がなされた。

- ・ 適用時期の定めについて、会計基準の適用年度以後に締結された工事契約に適用する原則的な方法と、適用年度の期首に存在する工事契約のすべてについて一律に適用する方法との選択を認める案に対して、企業間の比較可能性を妨げる懸念があるのではないかとの指摘があった。これは、企業のシステム対応のあり方によっては一括適用が適当な場合もあり得るとの専門委員会における意見を踏まえたものであり、適用時の経過的な措置であること、影響額の注記により比較可能性の担保を図る旨の説明が行われた。
- ・ 期をまたぐ場合 1 年未満の工事についても、工事進行基準が適用されるのかとの質問があった。また、四半期ごとに工事進行基準を適用することは実務的ではないのではないかとの意見もあった。これに対し、短期間の工事は金額的にも重要性が乏しい場合が多いが、工期が 1 年未満との理由だけで工事進行基準を適用しないとすると理屈もなかなか見当たらないと指摘された意見も踏まえて、今後、更に検討する旨の説明が行われた。
- ・ 工事進行基準の考え方の説明として、「成果の確実性」ということに問題はないが、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における投資のリスクの解放と言えるのか疑問であるとの指摘があった。
- ・ ソフトウェアの収益認識については本基準案の範囲に含めず、必要なら別の基準等で対応すべきだとの意見があった。これに対し、請負工事の仕事の内容には、ハードウェアとソフトウェアとが一体として含まれることも多いが、このようなものについてはどう考えるのかと反問された。この点を含め、範囲の決め方についてはいくつか不明確な点が残っており、引き続き検討を行ってゆくこととされた。

以 上